

令和6年(2024年)1月22日

各事業所認定調査ご担当者様

姫路市介護保険課

「姫路市認定調査の手引き」の改訂について(お知らせ)

日頃から本市の介護保険事業の推進にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、よりテキストに準拠した基準での評価を行うため、「姫路市認定調査の手引き」を改訂いたしました。一部項目において評価基準や考え方等の変更がございますので、必ずご確認ください。特に注意が必要な内容・項目は以下の通りです。なお、改訂後の「姫路市認定調査の手引き」は、姫路市ホームページよりダウンロード可能となっております

① (1-1) 麻痺

「その他」について、筋力低下などによる動かしづらさにより、日常生活に支障が生じている場合に該当するとしていましたが、日常生活に支障が生じていない場合であっても、テキストの定義に該当するような筋肉の随意的な運動機能の低下又は消失がある場合は、選択してください。「その他」を選択する場合であっても、有無のみを記載するのではなく、日常生活に支障が生じている場合は、どのような支障が生じているか具体的に記載をお願いいたします。

② (2-5) (2-6) 排尿・排便

排泄後にズボンの整えを介助で行っている場合、どの程度ズボンが上がっていないために整えの介助がされているのか具体的に特記事項に記載をお願いいたします。

(例1) トイレ内で一連行為は介助なく行うが、トイレからでると臀部がすべて出ている状態が毎回のため、介助者がズボンを上げる介助をしており、「一部介助」を選択する。

(例2) トイレ内で一連行為は介助なく行うが、トイレから出ると、シャツがズボンに入っていないため、整える介助をしている。一連行為に介助は行われていないため、「介助されていない」を選択する。

③ (6群) 特別な医療

該当の医療行為がある場合は、①医師の指示があること、②実施頻度・継続性、③実施者、④当該医療行為を必要とする理由、の4点すべてを特記事項に記載をお願いいたします。①～④のいずれか1つでも確認ができない場合は、何について確認できなかったかを特記事

項に記載いただき、『ない』となります。

主な変更点は以上となります。なお、この他にも適宜改訂を行っている箇所がありますので、改訂後の「姫路市認定調査の手引き」をご確認ください。内容について疑問・質問等ございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

〈連絡先〉

〒670-8501 姫路市安田四丁目1
姫路市役所 介護保険課 認定担当
電話：079-221-2447
FAX：079-221-2925